

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集について

令和3年8月20日  
経済産業省  
貿易管理課  
安全保障貿易管理課

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第25条第1項に基づき、また、貨物の輸出については、同法第48条第1項に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課しており、許可を要する具体的な技術及び貨物の種類については、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第一、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）において、ワッセナーアレンジメント等の国際輸出管理レジームにおける合意文書の分類に対応して規定しています。

今般、国際輸出管理レジーム会合での合意内容を国内において着実に実施するため、対象となる貨物及び技術の仕様等の改正を行うとともに、その他外為法関連法令等について所要の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

（参考）国際輸出管理レジームについて

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国

## 1. 意見公募対象

### 【省令】

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案
- 輸入貿易管理規則の一部を改正する省令案
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案

### 【通達】

- 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達案
- 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達案

## 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

## 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年8月20日（金）～令和3年9月18日（土） 必着

## 4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

### (1) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：[qqfcbh@meti.go.jp](mailto:qqfcbh@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。）

### (2) e-Gov（電子政府の総合窓口）

e-Govのパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出して下さい。

（※）電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 5. その他

皆様からいただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除

き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 意見内容	
・ 理由	